**保険者に対するサービス提供時の事故報告について**

**１　必要な措置を講じる義務等について**

サービスの提供中に事故が発生した場合には、事業者は、関係者への連絡等必要な措置を講じる義務があります。

また、その事故の発生について事業者側に責任があり、利用者又はその家族が損害を被った場合には、その損害の賠償を速やかに行う義務があります。

(1)　指定居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者

①「指定・・・事業者は、利用者に対する指定・・・介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」

②「指定・・・事業者は、利用者に対する指定・・・介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。」

※　上記の記載は、平成１１年厚生省令第３７号第３７条第１項及び同条第３項、平成１８年厚生労働省令第３４号第３８条第１項及び同条第３項の規定であり、すべての居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者に適用されます。

(2)　居宅介護支援事業者

①「指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」

②「指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。」

※　平成１１年厚生省令第３８号第２７条第１項及び第３項

(3)　介護保険施設

①「・・・施設は、入所者（又は入院患者）に対する・・・施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者（又は入院患者）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」

②「・・・施設は、入所者（又は入院患者）に対する・・・施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。」

※　平成１１年厚生省令第３９号第３５条第１項及び第３項、厚生省令第４０号第３６条第１項及び第３項、厚生省令第４１号第３４条第１項及び第３項

(4)　介護予防支援事業者

①「指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」

②「指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。」

※　平成１８年厚生労働省令第３７号第２６条第１項及び第３項

**２　事故報告を行わなければならない場合について**

事業所が報告しなければならない事故は、事業所側の過失の有無を問わず、以下のとおりとする。

(1)　サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合

①「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含むものとする。

②「死亡」とは、事故による死亡をさし、病気による死亡は報告対象外とする。

ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は報告対象とする。

③「負傷」とは、骨折、縫合が必要な外傷若しくはそれ以上の重篤な事故をさし、軽度の負傷は報告対象外とする。

(2)　食中毒及び感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第２項、第３項及び第４項に規定するものをいう。）又は結核が発生した場合（感染症については別紙参照）

(3)　その他の事故で利用者又は利用者の家族等から苦情が生じる可能性がある事故が発生した場合

**３　事故発生時の報告について**

事故が発生したときは、次のとおり報告を行うものとする。

(1)　事業所は、できるだけ速やかに石巻市介護福祉課へ電話で報告する。

(2)　事業所は、事故発生後１週間を目途に「介護保険事故報告書」（別記様式）を石巻市介護福祉課へ提出する。

なお、事故報告書には事故対象者の介護記録の写しを添付するとともに、必要に応じて石巻市から求められた資料を提出するものとする。

**４　市の措置**

事故の報告を受けた石巻市は、その状況を把握するとともに、当該事故の発生した事業者の対応状況に応じて保険者として次の措置を講じるものとする。

(1)　事業者が行った事故処理並びに利用者及びその家族等に対する説明に関する指導

(2)　発生した事故が宮城県又は宮城県国民健康保険団体連合会において対処することが必要と判断した場合は、宮城県又は宮城県国民健康保険団体連合会への報告及び連絡調整

**別　紙**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項、第３項及び第４項に規定されているもの

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症類型 | 感染症名 |
| １類感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、  マールブルグ病、ラッサ熱 |
| ２類感染症 | 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、  腸チフス、パラチフス |
| ３類感染症 | 腸管出血性大腸菌感染症 |